

物価高騰対策支援金Q&A 高齢者施設・事業所について

令和8年4月27日現在

No	内容	質問	回答
A01	対象について (全般)	今回の支援金について、支援の対象となる施設・事業所等を教えてください。	本支援金は、熊本市を除く県内の高齢者施設・事業所を対象としています。 交付対象者の詳細は、令和8年度（2026年度）熊本県高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要項（以下「要項」という。）を御確認ください。
A02	対象について (全般)	交付対象者は、要項に定める高齢者施設等を所管し、今後も事業を継続する意思を有する者とありますが、どのような事業を継続している必要がありますか。	要介護者に対して必要な医療や介護サービスの提供、日常生活上の支援等を行う事業であり、介護保険法及び老人福祉法等で規定される専用の設備基準等を満たすものが対象となります。
A03	対象について (全般)	主たる施設・事業所と従たる施設・事業所（出張所）を有する施設や事業所の申請は、どのようになりますか。	指定事業所単位での申請となります。 なお、入所系及び通所系の利用定員区分は主たる事業所と従たる事業所の合計となります。 ※施設・事業所名にサテライト等の文言が入っていても、当該施設・事業所が単独で指定を受けていれば対象施設・事業所として申請できます。
A04	対象について (全般)	同一施設で認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けていますが、それぞれ対象施設として申請できますか。	申請できません。 認知症対応型共同生活介護の1事業所として申請してください。 ※他のサービスで、介護サービスと介護予防サービスの指定を受けている場合も同様の取り扱いです。
A05	対象について (全般)	同一事業所で訪問介護と総合事業の訪問型サービスA事業所の指定を受けていますが、それぞれ対象事業所として申請できますか。	申請できません。 訪問介護の1事業所として申請してください。 ※通所型サービスA事業所も同様の取り扱いです。
A06	対象について (全般)	経営者が同じ複数の法人が、同一の建物内で法人ごとに異なる事業所の指定をうけている場合（例えば、NPO法人で訪問介護事業所、株式会社で通所介護事業所の指定を受けている場合）、それぞれ対象事業所として申請できますか。	経営者が同じ場合でも、法人が異なる場合は、それぞれ申請できます。 NPO法人名で訪問介護事業所、株式会社名で通所介護事業所の申請をしてください。

物価高騰対策支援金Q&A 高齢者施設・事業所について

令和8年4月27日現在

No	内容	質問	回答
A07	対象について (全般)	同一法人が3つの交付対象施設等を有している場合で、そのうち1施設等が業務上の行為により法令に違反し、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に介護保険法に基づく行政処分を受けた場合、残り2つについても交付対象外になるのですか。	令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に介護保険法に基づく行政処分を受けた交付対象施設等のみ交付対象外となります。
B01	対象について (他分野)	同一事業所で、介護保険サービスと障がい福祉サービスの共生型サービスを行っています。両方のサービスを対象として申請できますか。	どちらか一方が対象となります。 複数の分野で、支援金の対象となる施設・事業所等を経営している場合は、本来のサービス等を実施している(指定を先に受けた)分野で申請してください。
B02	対象について (他分野)	同一事業所で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを一体的に実施していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。	どちらか一方が対象となります。 介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している訪問系の施設・事業所等は、本来のサービス等を実施している(指定を先に受けた)分野で申請してください。 同時に指定を受けている場合は、どちらか一方で申請してください。
B03	対象について (他分野)	病院で通所リハビリテーションの「みなし指定」を受けていますが対象事業所として申請できますか。	医療分野との共有でなく、介護保険の指定通所リハビリテーション事業として専用の設備基準を満たす場合は申請できます。詳細は、県高齢者支援課居宅介護班(電話番号:096-333-2219)に御相談ください。 なお、保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料等を算定すべきリハビリテーションの届出を行い、同一の部屋で支障が生じない範囲での指定通所リハビリテーション事業を行う場合は、対象となりません(保険医療機関等分野で医療機関として申請)。 ※保険医療機関等分野の支援金詳細は、熊本県ホームページ(https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/159954.html)を御参照ください。
B04	対象について (他分野)	病院(薬局)で居宅療養管理指導の「みなし指定」を受けていますが対象事業所として申請できますか。	申請できません(保険薬局分野で医療機関(薬局)として一体的に申請)。 ※1 「みなし指定」の訪問リハビリテーション、訪問看護、短期入所療養介護も同様の取り扱いです。 ※2 保険薬局分野の支援金詳細は、熊本県ホームページ(https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/205561.html)を御参照ください。

物価高騰対策支援金Q&A 高齢者施設・事業所について

令和8年4月27日現在

No	内容	質問	回答
CO1	対象について (訪問関係)	同一建物で訪問介護と居宅介護支援事業所の指定を受けていますが、それぞれ対象事業所として申請できますか。	それぞれ対象事業所として申請できます。 ※介護保険の指定訪問介護事業、指定居宅介護支援事業の設備基準として、それぞれの事業の運営を行うための必要な面積を有する専用の事務室（区画）や打ち合わせスペースが明確に特定されている必要があるため。 (参考) 指定居宅介護支援等基準省令解釈通知(15)設備及び備品等① 「それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば」
CO2	対象について (訪問関係)	同一事業所で福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売の指定を受けていますが、それぞれ対象事業所として申請できますか。	申請できません。 福祉用具貸与の1事業所として申請してください。
DO1	対象について (通所関係)	通所系の支援金区分の規模はどのように選択すればいいですか。	介護報酬算定にかかる届出をしている規模（令和8年（2026年）3月末時点）で選択してください。 介護報酬算定にかかる規模を届ける必要がない事業の場合は、1月当たりの平均利用者が750人以内の場合は「通常規模型」、750人を超える場合は「大規模型」を選択してください。 なお、小規模多機能型の施設は利用定員等によらず「小規模多機能型」を選択してください。
DO2	対象について (通所関係)	小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所はどのように申請すればいいですか。	小規模多機能型の事業所は「施設区分」で「③通所系・小規模多機能」を選んで、該当するサービス種別を選択してください。 なお、訪問、通い、宿泊をそれぞれ分けて申請することはできません。通所系の大規模型（1月当たりの平均利用者が750人を超える場合）と同じ支援金額となります。
DO3	対象について (通所関係)	グループホームの共有部分を使用して認知症対応型デイサービス(共用型)を行っています。認知症対応型デイサービス(共用型)の申請はできますか。	申請できません。 ※共用型のデイサービスは、他事業所の設備を利用して行われるため、他事業所（質問の場合はグループホーム）の申請と一体としての申請となります。
EO1	対象について (施設関係)	同一建物で介護老人福祉施設と併設して10床の短期入所生活介護の指定を受けていますが、それぞれ対象施設・事業所として申請できますか。	申請できます（空床利用型を除く）。 ※空床型でない併設型の指定短期入所生活介護事業所は、当該短期入所生活介護事業の運営を行うための専用の設備基準を満たしているため。

物価高騰対策支援金Q&A 高齢者施設・事業所について

令和8年4月27日現在

No	内容	質問	回答
E02	対象について (施設関係)	短期入所生活(療養)介護事業所のうち、空床利用型が対象とならないのはどうしてですか。	空床利用型は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の入所者が定員に満たないときに利用できますが、空所利用型の定員は、特別養護老人ホーム等の定員の内数となっているため、対象外としています。
E03	対象について (施設関係)	介護老人保健施設で、短期入所療養介護のみなし指定を受けていますが、対象事業所として申請できますか。	介護老人保健施設の短期入所療養介護事業所は空床利用型のみですので、介護老人保健施設として一体的に申請してください。 ※介護医療院等で、短期入所療養介護のみなし指定を受けた場合も同じ取扱いです。
E04	対象について (施設関係)	養護老人ホームで(地域密着型)特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていますが、それぞれ施設系で申請できますか。どちらか一方での申請の場合、どちらで申請すればいいですか。	両方を対象に申請できません。(地域密着型)特定施設入居者生活介護事業所で申請してください。 ※軽費老人ホーム、有料老人ホームが(地域密着型)特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合も同様の取り扱いです。
E05	申請について (施設関係)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム(みなし有料老人ホームを含む。)について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合、介護保険事業者番号がありませんが、申請はどのようにすればよいですか。	「9999999999(9を10個)」で入力して申請してください。
F01	対象について (有料老人ホーム)	有料老人ホームが介護保険施設等の半額となっているのはなぜですか。	原則として、居宅サービス事業所を併設している有料老人ホームを想定していますが、昼食代は通所介護サービスで支援対象となること、有料老人ホームは介護保険施設のように食費等が公定されておらず、入居者との契約により決定することも可能であること等を総合的に勘案し、介護保険施設の2分の1程度としています。 なお、有料老人ホームは食費等を入居者との契約により決定することが可能ですが、実際の価格転嫁の困難性、有料老人ホームが果たす社会的役割に鑑み、介護保険施設の2分の1程度を支援対象としています。
F02	対象について (有料老人ホーム)	サービス付き高齢者向け住宅は、補助金の対象とならないのですか。	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する都道府県知事の登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅のうち、「老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム」であるものは、「みなし有料老人ホーム」として支援対象となります。

物価高騰対策支援金Q&A 高齢者施設・事業所について

令和8年4月27日現在

No	内容	質問	回答
F03	対象について (有料老人ホーム)	G02の「みなし有料老人ホーム」に該当するかどうかについては、どのように確認すればよいですか。	<p>老人福祉法第29条第1項に規定する「①入浴、排せつ若しくは食事の介護 ②食事の提供 ③洗濯・掃除等の家事の供与 ④健康管理の供与」のいずれかを行う施設が対象となります。自施設の「契約締結前に交付する書面（重要事項説明書等）」により確認してください。</p> <p>なお、以上が記載された「契約締結前に交付する書面」のページは、申請時に提出する必要があります。留意してください（様式1別表 注2参照）。</p> <p>■不明点については、次の問い合わせ先に確認してください。 登録内容に関する問い合わせ : 住宅課 096-333-2457 老人福祉法第29条に関する問い合わせ : 高齢者支援課 096-333-2217</p>
F04	対象について (有料老人ホーム)	有料老人ホームで（地域密着型）特定施設入所者生活介護事業所の指定を受けている場合は、サービス種別は、有料老人ホームではなく、（地域密着型）特定施設入所者生活介護事業所の申請でいいですか。	サービス種別は、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所で申請できます。
G01	【様式1（第5条関係）別表】	介護保険事業者番号を入力しようとしたところ「この値は、このセルに定義されているデータ入力規則の制限を満たしていません。」と表示され、入力できません。	<p>「介護保険事業者番号」が10桁で入力されていないので、10桁の正しい番号を記載してください。</p> <p>なお、介護保険事業者番号が無い有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（いずれも(地域密着型)特定入居者生活介護を除く）は、「介護保険事業者番号」欄は「9999999999（9を10個）」を記入してください。</p>
G02	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「×重複申請確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	「サービス種別」と「施設・事業所名称」が同じ施設・事業所で複数記載されていますので、重複分の記載は削除してください。
G03	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「×熊本市施設対象外」が出ている場合はどうすればいいですか。	対象外の熊本市所在の施設・事業所は申請できませんので、削除してください。

物価高騰対策支援金Q&A 高齢者施設・事業所について

令和8年4月27日現在

No	内容	質問	回答
G04	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「※みなし有料（注）2確認」が出ている場合はどうすればいいですか。	「みなし有料老人ホームの確認」欄が全て空欄になっています。 サービス付き高齢者向け住宅が、みなし有料老人ホームとして本支援金の対象となるのは、G02及びG03に記載のとおり、老人福祉法第29条第1項に規定する「入浴、排せつ若しくは食事の介護」等のサービスを1つ以上提供する場合に限りです。 そのため、該当サービスを1つも提供していない場合は、対象となりませんので削除してください。
G05	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「※支援金額欄数式削除要確認」が出ている場合はどうすればいいですか。	自動計算の「支援金額」欄に直接金額を入力し、計算式が消えています。 元に戻すか、他の行の「支援金額」欄の計算式をコピーしてください。
G06	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「※合計が合っていない。」が出ている場合はどうすればいいですか。	支援金額の合計が違っています。 「支援金額」の「合計」欄に直接金額を入力した可能性があります。 元に戻すか、申請書様式を再度ダウンロードする等し、「合計」欄の計算式をコピーし、「数式」貼り付けしてください。
G07	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「※有料老人H選択要確認」が出ている場合はどうすればいいですか。	施設名に「有料老人ホーム」の記載があり、施設区分が「②入所系【有料】」以外が選択されている場合に表示されます。当該施設が（地密）特定入所者生活介護の指定を受けていれば問題ありません。 そうでない場合は、施設区分で誤って「①入所系」を選択している可能性がありますので確認してください。 施設名に「有料老人ホーム」等の名称が入っておらず、施設区分「②入所系【有料】」を正しく選択した場合等も表示されます（修正等は不要です）。
G08	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「※みなし指定要確認」が出ている場合はどうすればいいですか。	病院等の医療機関、介護老人保健施設及び薬局は、通所リハビリテーション、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導のみなし指定を受けることができますが、今回の支援金対象は、介護保険法で規定される各指定介護サービス事業所として専有の区画、事務所がある場合のみ対象となります。 申請しようとする事業所が要件にあっているか再度確認してください。
G09	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「※総合事業要確認」が出ている場合はどうすればいいですか。	「訪問型サービスA事業所」や「通所型サービスA事業所」の指定を受けており、同一区画で他の訪問系や通所系の介護サービスをしていない場合に申請できます。 例えば同一区画で通所系の介護サービスをしている場合は、「通所介護事業所」等で一体的に申請となります（両方の申請はできません）ので、確認してください。

物価高騰対策支援金Q&A 高齢者施設・事業所について

令和8年4月27日現在

No	内容	質問	回答
G10	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「※福祉用具販売要確認」が出ている場合はどうすればいいですか。	「特定福祉用具販売事業所」のみの指定を受けている場合に申請できます。 同一事務所で「福祉用具貸与事業所」の指定を受けている場合は、「福祉用具貸与事業所」で一体的に申請となります（両方の申請はできません）ので、確認してください。
G11	【様式1（第5条関係）別表】※確認コメント	「※福祉用具貸与・販売事業所複数申請要確認」が出ている場合はどうすればいいですか。	同一事業所で福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売の指定を受けていても、「福祉用具貸与事業所」で一体的に申請する必要があります。 同一事業所で複数の申請がされていないか確認してください。 なお、場所が違う事業所であれば、それぞれ申請できますので問題ありません。